

この現況表は住民票を除票している人が対象です。
住民票を除票せずに海外で居住している場合は国内認定扱いになりますので、個人番号提出者用現況表または続柄別現況表をご使用ください。



海外居住
(住民票除票済み)

国内居住要件例外

被扶養者現況表(全続柄)

〈様式6〉

« 被扶養者認定について »必ずお読みください

- この用紙は、国外へ転出(住民票を除票)している人の被扶養者(異動)届に添付する書類です。被扶養者認定基準を満たしていることを判断する書類となりますので、必ず事実に基づいてご記入ください。
- 同居の場合の収入基準は、認定対象者の年間収入が130万円未満(60歳以上または、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人は180万円未満)かつ被保険者の年間収入の1/2未満となります。
- 別居の場合の収入基準は、認定対象者の年間収入が130万円未満(60歳以上または、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人は180万円未満)かつ認定対象者の収入が被保険者からの送金額より少ないこととなります。
- 公的書類は3か月以内に発行されたものをご提出ください。
- 公的書類及び証明書はすべてコピー不可です。

認定日について

申請事由発生日から1か月以内の受付 → 申請事由発生日まで遡り認定
申請事由発生日から1か月を超える受付 → 原則組合で確認がとれた日付で認定

事業所記号	番号	事業所名	被保険者氏名

申請する認定対象者の氏名	年齢	職業	続柄	同居・別居の区分	必要書類
	歳			同居・別居	・別居の場合は『送金証明』と『仕送申立書』裏面※1 ・同居の場合は、被保険者と同居していることの確認が取れる 居住証明原本 ・続柄確認書類★1

★1 被保険者と認定対象者の続柄の確認が取れる公的証明書をご提出ください。氏名登録は査証等公的書類の記載のとおりとなります。

★2 「必要書類」は【1】～【6】に該当するすべての書類をご提出ください。状況により、追加書類の提出を求めることがあります。

★3 証明書が外国語で記載されているものは、和訳者の記名・捺印をした和訳文を添付してください。

★4 『配偶者が被扶養者になっていない場合』配偶者の前年収入を確認できる書類が必要です。例:『源泉徴収票(写)』、『課税証明書』等

【1】申請する理由 (該当する項目に□)	必要書類
□ ①被保険者が当組合に取得したことによる申請	●【2】～【6】に該当するすべての書類 ●子を申請する場合で、配偶者が被扶養者になっていない場合 ★4
□ ②出生に伴う申請 (里帰り出産時に妻が住民票を除票している場合は、出生日に遡って子の認定はできません)	出生を証明する書類(原本) ●配偶者が被扶養者になっていない場合 ★4
□ ③外国に赴任中の被保険者との婚姻に伴う申請	婚姻を証明する書類(原本)
□ ④認定対象者の退職に伴う申請 (退職日 年 月 日)	『退職証明書』または『離職票(写)』
□ ⑤認定対象者の失業給付受給終了に伴う申請	『雇用保険受給資格者証(すべてのページの写)』(「支給終了」の印字があるもの)
□ ⑥認定対象者の配偶者が死亡したことに伴う申請	『戸籍全部事項証明書』または『死亡診断書(写)』等 (死亡日の確認できる書類)
□ ⑦その他()	状況に応じた書類 裏面※3

【2】例外該当事由 (該当する項目に□)	必要書類
□ ①外国において留学をする学生	査証(写)、在学証明書、入学証明書(写)等
□ ②外国に赴任する被保険者に同行する人	査証(写)、海外赴任辞令(写)、 海外の公的機関が発行する居住証明書(原本)
□ ③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する人	査証(写)、ボランティア派遣期間の証明(原本)、 ボランティアの参加同意書(写)等
□ ④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた人であって、 ②と同等と認められる人	出生や婚姻等を証明する書類(原本)等
□ ⑤上記に掲げる人の他、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる人	状況に応じた書類 裏面※3

【3】認定対象者が加入していた(している)健康保険 (該当する項目に□)	必要書類
□ ①健康保険	
□ a.被保険者の扶養として	—
□ b.被保険者以外の扶養として	
□ 未喪失 □喪失済み (資格喪失年月日 年 月 日)	喪失済みの場合は保険者発行の『資格喪失証明書』
□ c.本人として	—
□ ②任意継続保険	
□ a.被保険者の扶養として	—
□ b.被保険者以外の扶養として	保険者発行の『資格喪失証明書』
□ c.本人として	保険者発行の『資格喪失証明書』
□ ③国民健康保険、無保険	—

【4】認定対象者の配偶者の状況(子の申請の場合は、被保険者の配偶者の状況) (該当する項目に☑) ※配偶者以外の続柄の方を申請する場合にご記入ください	必要書類
□ ①配偶者あり	
□ a.収入なし □ b.収入あり ⇒ 月額_____円	ありの場合 → 状況に応じた書類 ※3
□ c.今回一緒に申請する	—
□ d.既に被扶養者として認定されている	—
□ ②配偶者なし	
□ a.離婚、未婚	—
□ b.死別(遺族年金の受給がない場合は下記の理由に☑) 理由 □厚生・共済年金未加入 □加入期間不足 □自分の年金を選択 □その他()	●年金受給中の方は、直近の『遺族年金振込通知書(写)』または『遺族年金改定通知書(写)』 ●年金受給資格要件を満たし請求を行っているが、まだ年金を受給していない方は『制度共通年金見込額照会回答票』
□ c.離婚を前提に別居中	状況に応じた書類 ※3
【5】上記4以外で認定対象者の生計費を負担している家族について(該当する項目に☑)	必要書類
□ ①生計費を負担している家族なし	—
□ ②生計費を負担している家族あり ⇒ 続柄_____ 負担額_____円 その家族が、扶養できない理由をご記入ください。 ()	状況に応じた書類 ※3
□ ③その他()	状況に応じた書類 ※3
【6】認定対象者のその他収入状況 (該当する項目に☑)	必要書類
【2】例外該当事由の確認書類で査証(写)を添付し、就労不可の確認が取れる場合は当該設問における必要書類は原則不要です。ただし、⑦～⑩の収入がある場合は該当する必要書類を添付してください。	
□ ①16歳未満の乳児、未就学児童、学生	—
□ ②16歳以上の学生	『非課税証明書』、『現地の収入証明書』 または事業主による『収入証明書』 ※1
□ ③給与収入(パート・アルバイト等) 月額_____円	『直近3か月分の給与明細(写)』 ※2
□ ④働いたことがない(パート・アルバイト等を含む)	『非課税証明書』または『現地の収入証明書』 (給与収入欄に金額の記載がある場合、追加書類として『退職証明書』等)
□ ⑤現在、退職してから2年以上経過している (退職日 年 月 日)	『退職証明書』または『離職票(写)』
□ ⑥現在、退職してから2年未満である	前年の収入を確認できる『課税証明書』、『確定申告書控えの(写)』 ※4 または『現地の収入証明書』
□ ⑦事業収入	前年の収入を確認できる『課税証明書』、『確定申告書控えの(写)』 ※4 または『現地の収入証明書』
□ ⑧不動産収入	前年の収入を確認できる『課税証明書』、『確定申告書控えの(写)』 ※4 または『現地の収入証明書』
□ ⑨各種年金収入 (該当する年金すべてに☑)	
□ a.老齢 □ b.障害 □ c.遺族 □ d.個人 □ e.企業 □ f.その他()	●年金受給中の方は直近の『年金振込通知書(写)』または『年金改定通知書(写)』 ●年金受給資格要件を満たし請求を行っているが、まだ年金を受給していない方は『制度共通年金見込額照会回答票』
□ ⑩その他()	状況に応じた書類 ※3

※1 『仕送申立書』および事業主による『収入証明書』は組合指定の書式になりますので、当組合ホームページよりダウンロードしご利用ください。
学生を除く16歳以上の方は送金証明書と仕送申立書を提出していただきます。

※2 『直近3か月分の給与明細(写)』

・働き始めたばかりで直近3か月分の給与明細を提出できないときは、雇用契約書(写)※3及び給与が満額支給されたことの確認がとれる直近の給与明細(写)を提出してください。

※3 状況に応じた書類

・適用一課までお問い合わせください。

※4 『確定申告書控えの(写)』

・税務署の收受印が押印されているものをご提出ください。また、電子申請の場合には、受付番号が記載されたものをご提出ください。